

# 縁切寺満徳寺の内済離縁事例

— 武蔵国大里郡平塚新田村「かね」駆け込み一件 —

## 目次

- 一 はじめに
- 二 「かね」内済離縁事例
  - 1 家出から駆け込みまで
  - 2 内済成立と下山
- 三 むすびにかえて

## 一 はじめに

徳川時代の離婚を論ずるとき、縁切寺は特異な制度として知られている。筆者はこの研究を四十年にわたって続けてきたが、常に念頭にあったのは、史料収集の重要性もさることながら、その史料を翻刻・紹介して学界の共通財産にすることであった。

夫が離婚を頑強に拒絶するなかにあつて、妻が宗教的場所（尼寺）へ駆け込めば、最終的に国家権力が離婚を強

制してくれるという縁切寺は日本に二つ、世界に二つしか存在しなかった。鎌倉の東慶寺と上州の徳川満徳寺である。

東慶寺に関する離婚史料については、拙編著になる史料集とその後の史料紹介で知られるかぎりのものを活字にした。<sup>(1)</sup> 満徳寺についても、拙著の史料編とその後の史料紹介でほとんど活字にしたが、また新たに二件の駆け入り文書を見出したので、本小稿ではそのうちの内済離縁一件文書を紹介することを目的とする。<sup>(2)</sup>

本小稿の新史料の駆け込みを「駆け入り女一覧表」に追加すると次の通りである。<sup>(3)</sup>

年号 女名 夫方住所・名 妻方住所・関係者・続柄 駆け入後の始末

文化八 かね 武州大里郡平塚新田村・善兵衛 同州同郡同村・新兵衛・娘 内済離縁

安政三 もよ 武州賀美郡勅使河原村・七郎右衛門・娘 駆け入・不明

この新史料を加えて、満徳寺の駆け入り事例件数は総計一二一件となる。駆け入り事例につき、1 現存状況(満徳寺文書とそれ以外の文書に大別され、満徳寺文書の事例件数は( )内に表示した、2 時期(縁切寺法の変遷過程から四期に区分される)、3 寺での裁決、つまり妻の駆け入りから解決までの始末(事件の内容・処置)の三点を基準として整理すれば、次表の如くである。<sup>(5)</sup>

駆け入り事例処置結果表

下	文化前	幕末期	年次不詳	明治期	計
内	一	三	一	一	五
済					
帰					
縁					
げ					

内 済 離 縁	二	四	一九(四)	五(一)		三〇(五)
お 声 掛 り 離 縁	一	一(二)	三(三)			五(四)
〃		一(二)	一(二〇)			一二(一一)
〃		四(四)	一(二)		一(一)	八(六)
寺 法 離 縁		一	二			三
逗 留	二	六(二)	二四(一五)	一八(二〇)		五〇(一六)
不 明	七	一八(七)	六八(二三)	二六(一二)	二(一)	一二一(四三)
計						

(1) 東慶寺の史料は、戦前の穂積重遠、戦後は井上禪定・石井良助・小丸俊雄・小平久・本間修平らによって東慶寺現蔵以外の文書も紹介されてきたが、東慶寺現蔵文書ですら一部の史料紹介にとどまっていた状況であった。拙編著『縁切寺東慶寺史料』(平凡社、一九九七年)によって、すべての東慶寺現蔵文書を翻刻し、その後にみいだした新史料は拙編『資料』縁切寺東慶寺史料補遺―東慶寺旧蔵および武州入間郡善能寺村「つる」内済離縁一件文書を中心に―(『専修法學論集』第九〇号、二〇〇四年)で紹介した。

(2) 拙編著『縁切寺満徳寺史料集』(成文堂、一九七六年)において満徳寺縁切文書すべてとそれまで見出された文書を翻刻し、やや長文の解題を付した。その後も収集と翻刻をなしてきたが、拙編著史料編で集大成をし、それまでの史料収集・翻刻の経緯については緒言において述べた(高木 一九九〇・三頁以下)。さらに、拙稿(高木 一九九九)をものした。

(3) 今度見出した史料のうち一点は、以前史料を翻刻することの承諾をえて頂戴したものであるが、所蔵者等のメモを失念してしまった。内容は満徳寺からの呼状とその請書を村役人が控帳に書きとめたものである。駆け込みの事実のみが判明するに過ぎないが、左に引用しておく。

徳川満徳寺

呼 状 役 人

賀美郡勅使河原村真下

名主  
組頭 中

其組下七郎右衛門娘もよ、為離縁願と当寺え駈入候二付、  
七郎右衛門并親類組合召連、早々可被相越候

徳川満徳寺

辰四月晦日 役 人印

賀美郡勅使河原村真下

名主  
組頭 中

御 請 書

一配下百姓七郎右衛門娘もよ、為離縁願と御当山え駈入候二付、  
七郎右衛門并親類組合召連、可罷出旨御呼状之趣拝見承知奉  
畏候、早々召連罷出御届可申上候、依之御請書差上申候処、  
仍て如件

津金新十郎知行所

武州賀美郡

勅使河原村真下

名主

安政三辰年

四月晦日

三右衛門印

徳川満徳寺

御役人中

- (4) 以前のものは高木(一九九〇・七四四頁)および高木(一九九九・九頁)参照。  
(5) 満徳寺文書の残存状況の特異性については、高木(一九九〇・八頁)参照。

## 二 「かね」内済離縁事例

## 1 家出から駆け込みまで

武蔵国大里郡平塚新田村（現・埼玉県熊谷市）善兵衛妻「かね」が家出（欠落）したのは、文政六（一八二三）年七月一日のことであった。一件文書に善兵衛妻「かね」家出から駆け込みをへて内済交渉に関する小さな横帳（タテ一七・五、ヨコ一二センチメートル）があるので、引用する（以下、「一件帳」という）。

〔表紙〕  
「文政六未年

善兵衛妻

かね欠落一件

七月朔日 名主

仁兵衛

七月朔日夕 かね欠落之趣

同二日夕 忠兵衛届来

同六日 善兵衛・忠兵衛・周蔵呼、相尋候様申渡候

同 松山辺・唐子辺迄相届候段申来

同 下恩田村親分伝右衛門・周蔵兩人にて忍城内相尋候趣申来

同十日 善兵衛忍城内相尋候趣申来り

同十八日夜 忠兵衛方へ尋候様申渡候

同十九日朝

善兵衛老人にて相尋度申来、乍併老人にては相成間敷（虫損）隣家之者相頼尋可申申聞候処、近

所之者難頼候二付、親類之内兩人にて相尋可申旨申、善兵衛相戻り候、然処

八月二日 上州徳川満徳寺様役人より御差紙趣

覚

其組下新兵衛娘かね、為離縁願当寺え欠入候二付、

親新兵衛并親類組合同道いたし、飛脚着次第銘々

印形持参早々可相越候

徳川満徳寺

八月二日

役 人印

平塚村

名主

組頭 中

追て此書付持参可致候

八月三日

新兵衛・伊兵衛・与五兵衛・仁兵衛、同日八ツ時着仕、御届仕候所、親新兵衛娘かね入寺二付、

離縁内済可致旨被仰聞、然ル処是迄段々始末柄故、親分下恩田村伝右衛門方へ呉遣シ、殊ニ私方

より入寺致させ候義ニ無御座候得共、離縁之懸合仕兼候趣申上候処、其方相願入寺不致候共、当

人かね相願候二付、此方より申渡し候間、親分へハ組合名主より懸合并親類組合より善兵衛方親類組合欠合可申旨被仰付候、依之

五日 組合与五兵衛・名主仁兵衛親分方へ、右之趣懸合離縁いたし候様、是迄之御世話人中御相談可被下度、

尤離縁金にて内濟ニ相成候ハ、差出し可申段も懸合候処、尤ニ被聞入、今晚相談可仕趣相答候

同日 役宅にて、忠兵衛・周藏方よりハ与五兵衛・伊兵衛、右之趣欠合候

六日 昼後 右組合忠兵衛・周藏より挨拶趣、善兵衛方へ欠合候処、離縁いたし候儀不相成、金子杯之義ニは不拘趣、同断伝右衛門殿・治兵衛殿方より夕方仁兵衛宅へ挨拶二付

十一日 右之趣徳川役人へ申上候処、左候ハ、此方より差紙遣し候間、善兵衛并忠兵衛・周藏拜見之上、伝右衛門殿方へ持参仕、請取書取置候、尤十七日双方印形持参可罷出旨被仰付候

十七日 内濟相調不申候段申上、双方御利解被仰聞、何レ伝右衛門取扱内濟仕候様被仰聞、日延書付差出候  
乍恐書付を以御日延奉願上候

一大里郡平塚新田かね親新兵衛、同善兵衛女房かね儀、御当寺へ入寺仕候二付、双方并村役人

・親類・組合一同被召出、御利害被仰聞候処、先扱人隣村伝右衛門立入取扱候段相願、其上当廿五日迄御日延之義双方落合之上奉願上候、右之通一同難有仕合奉存候、右願之通り御聞濟被成下候ハ、一同難有仕合奉存候、然上ハ右日限迄ニ双方掛合孰可奉申上候、以上

八月十七日

双方印

十九日 夕方 伝右衛門殿・治兵衛殿方私方へ参、駈合見可申段申来候付、何レ各々方御取計可然頼入候と答置候

この「一件帳」は平塚新田村の名主仁兵衛の書き残したものである。ところで、「かね」欠落（家出）の知らせは夫善兵衛五人組の忠兵衛によって、翌日の夕方名主の元にもたらされた。名主仁兵衛は四日後の六日夫善兵衛・組合忠兵衛・親類周蔵の三人を呼び出し、搜索を命じている。すでに松山・唐子（現・埼玉県熊谷市）あたりまで届けに赴き、また隣村下恩田村（現・埼玉県熊谷市）の名主で、夫婦の親分（仮親・仲人）であった伝右衛門と夫方親類周蔵は忍城内（現・埼玉県行田市）にも行方を尋ねている。さらに一人でなく二人で尋ねることを命ずるが、見つからないまま一ヶ月を経過する。

## 2 内済成立と下山

右の「一件帳」と関連文書によって、その後の経緯をみよう。「かね」は八月朔日満徳寺へ駆け込んだ。一ヶ月前までの住所・平塚新田村から満徳寺までは地図上直線距離にして約二〇キロメートルある。「一件帳」翌二日の記述によれば、同日満徳寺から駆け込み女の親を召喚する呼状（ここでは奉行所等からの「差紙」と認識している）が名主に到来した。名主はこれを控えて、直ちに満徳寺へ出頭した。呼状で求められた通り、「かね」親新兵衛・親類伊兵衛・組合与五兵衛、それに差添人として名主の仁兵衛も同道し、着届けをなしている。寺からは「内済離縁」するように仰せられるが、妻方ではこれまでのいきさつもあり、ことに「かね」は親分（夫方の意向で仲人を務めたものと考えられる）伝右衛門に「呉遣」、つまり仲人を介して、仲人の責任で結婚したものであり、また実家方で入寺させたわけではないので、示談交渉はいたしかねる旨申し上げる。これに対して、実家が願って駆け込ませたわけではないにせよ、「かね」の願いであるから、寺では示談交渉をすること、すなわち、名主・組合は仲人と、親類・組合は夫善兵衛方の親類・組合と交渉して内済離縁になるよう命じた。二日後の五日には寺の指示通



り、組合与五兵衛・名主仁兵衛は親分と交渉している。ここでは妻方から離縁金（趣意金・離婚慰謝料）を差し出しても内済したいとの提案がなされた。<sup>(7)</sup>翌日も一日中交渉がなされるが、夫方は離縁を承諾しない。夫方は離縁金などにかかわりない旨を強調しており、伝左衛門も夕刻仁兵衛宅に向き、離縁内済不成立の挨拶をしている。その上で、妻方では満徳寺に向き、示談不成立のことを報告している。寺ではそれならば寺から十七日に夫方へ出頭を命ずる差紙（呼状）を送ることになった。「一件帳」には「善兵衛并忠兵衛・周蔵拝見之上、伝左衛門殿方へ持参仕、請取書取置候」とある。その「請取書」が左の二通である。

拝見証文之事

一私妻かね離縁願二付、徳川 満徳寺様え欠入候二付、御差紙頂戴

慥ニ拝見仕候、然ル上ハ来十七日親類・組合・差添人同道着御届可

仕候、仍て拝見証文差出申所如件

当人

善兵衛<sup>印</sup>

親類

周蔵<sup>印</sup>

文政六末年

八月十二日

組合

忠兵衛<sup>印</sup>

役人代

半蔵

徳川満徳寺様

御役中様

覚

一 徳川満徳寺御内御役人中より、当十七日罷出候様御差紙拜見

一 慥ニ受取申候、為念如此ニ御座候、以上

下恩田村

八月十二日

伝右衛門<sup>㊦</sup>

平塚新田

仁 兵 衛殿

満徳寺から夫とその関係者（親類・組合・差添人）を呼び出す呼状は、妻方関係者が持参して夫方へ届ける手続きであった。この呼状をもって最終的に交渉するので「掛合差紙」といった。この呼状を拜見した夫方では寺宛の請取書を書く。それを預かり、さらに伝右衛門方へも呼状を持参した。これも請取書を取り置いた。伝右衛門の「覚」が仁兵衛宛になっていることは、仁兵衛が夫方関係者にも親分伝右衛門にも持参したことがわかる。十七日には妻双方が出頭した上で、あらためて内済不調を申し上げる。これに対して、寺ではここでもあくまで双方に御利解（説得）を行い、親分伝右衛門の取り扱いに期待を寄せている。そこで双方関係者一同は二十五日までの日延べを願って、帰村する（日延願は「一件帳」十七日の項にある）。

いよいよ双方の示談交渉が行われることになるが、「一件帳」には十九日までの記述しかなく詳細は不詳である。

その後示談交渉をへて、二十八日になると、内済離縁が成立し、左に掲げた済口証文と引取証文が提出され、<sup>(8)</sup> 決着をみることとなった。

差上申済口証文之事

一善兵衛女房かね儀、当七月朔日風と致家出ニ付、心当之所々相尋候へ共、曾て行衛相知不申候処、当八月朔日徳川満徳寺様へ欠込候間、御同寺よりかね親新兵衛、親類・組合・村役人差添、早速可罷出旨御差紙至来、則一同罷出、其後かね夫善兵衛、親類・組合并先扱人伝右衛門、御同寺へ被召出、双方へ御利解被仰聞、其上伝右衛門儀又々取扱致呉候様御頼ニ付、先扱人立入、離縁内済仕候趣意左ニ奉申上候  
 一かね儀全病身故、迎も熟縁難成候ニ付、無余儀満徳寺様へ欠込候由、御役人中より被 申聞候、善兵衛方ニては老母并私共見捨逃去候ニ付、其分ニ難差置段ハ、新兵衛より扱人ヲ以相侘、離縁内済仕、偏ニ御威光と難有仕合奉存候、然ル上ハ重て双方申分無御座候、仍て連印離縁済口証文差上申所如件

田附文五郎知行所

大里郡平塚新田

かね親

新兵衛<sup>㊦</sup>

親類

伊兵衛<sup>㊦</sup>

組合

与五兵衛<sup>㊦</sup>

文政六年未八月

徳川満徳寺様

御役人中

かね夫

善兵衛印

親類

周蔵印

組合

忠兵衛印

組頭

半蔵印

名主

仁兵衛印

松平大和守領分

同州下恩田村

名主

伝右衛門印

## 差上申一札之事

一新兵衛娘かね儀、為離縁願 御当寺様え欠込御願申上候二付、私共一統被招呼、御糺之上可成丈内済被仰付、承知奉畏、御日延奉願、先方え掛合候処離縁内済仕、偏ニ 御威光と難有仕合奉存候、然ル上ハかね儀御下ケ被成下候様奉願上候処、御聞済之上御下ケ被下置一同召連罷歸り難有仕合ニ奉存候、此末身分二付如何様違変出来仕候共、少も御苦難奉掛間敷候、為後日差上申連印仍て如件

田附文五郎知行所

大里郡平塚新田

かね親

文政六年未八月廿八日

新兵衛

親類

伊兵衛

組合

与五兵衛

名主

仁兵衛

徳川満徳寺様

御役人中

これによれば、「かね」は「全病身」の故をもって、離婚を願って満徳寺へ駆け込んだとある。夫善兵衛は「老

母并私共見捨逃去」ったこと、つまり善兵衛とその家族、とりわけ老母を見捨てて逃げた（あるいは、老母の介護を嫌って家出したものか）ことを、その分には差し置きがたいとしながらも、扱人を介しての妻方からの詫びを受け入れ、内済離縁を了承したものである。隣村の名主である伝右衛門の取り扱いが内済成立に重要な機能を果たしたのである。ところで、済口証文には趣意金（離縁金）のことが記載されることが多いが、ここには金銭についてはふれられていない。しかし、先に内済交渉の際に離縁金を差し出すことが妻方から提案されたことと、駆け込みという妻の離婚請求が明白であることから、「離婚請求者支払い義務の原則」に則って、趣意金が支払われたものと考えられる。

(6) 最近入手した一件文書は六点ある。うち一点は年月日のない控えであるが、内容は右「一件帳」十七日記載の日延願とほぼ同文であるので、引用していない。

(7) 筆者は離縁にあたって離婚を請求する方が慰謝料を出すか、持参金を放棄するか、いずれにしても経済的不利益を甘受する原則であったとし、これを「離婚請求者支払い義務の原則」という。拙稿「江戸時代庶民離婚における夫婦財産」〔『創価法学』石井良助教授退職記念、一九卷三・四合併号、一九九〇年、義江明子編『日本家族史論集』婚姻と家族・親族〕吉川弘文館、二〇〇二年所収）、その要約である「増補 三くだり半―江戸の離婚と女性たち」（平凡社、一九九九年）補論参照。

(8) 済口証文には八月と書かれているだけで、日を欠いている。しかし、満徳寺文書のうち内済離縁済口証文と引取証文が両方も存在する場合、たとえば、弘化四（一八四六）年の「きく」は同一日付であり、嘉永六（一八五三）年の「たき」、安政五（一八五八）年の「いせ」、同六年の「あさ」、同七年の「そよ」の場合は、いずれも内済離縁済口証文兼引取証文になっている。「かね」の場合はかなり時期をさかのぼるとはいえ、済口証文は引取証文と同一日付で、八月二十八日と考えてよさう。

## 三 必ずびにかえて

さて、本小稿で「かね」の事例で特記しておきたいこと若干を取り上げ、必ずびにかえる。すなわち、欠落（家出）の搜索と内済離縁における「掛合差紙」の意味についてである。

「一件帳」の冒頭は、「七月朔日夕かね欠落之趣」で始まる。この記事の通り、徳川時代に出奔、家出、立退などと同義で、無断で従来の住所を去った者が、行方不明である場合を、広く「欠落」と称した<sup>9</sup>。ところで、欠落人があると、親類・五人組・町村役人等はこれを届け出る義務があった。そして「欠落尋」が命じられ、尋ね出せないときは、過料または叱り等に処せられた。とくに欠落人が科人のときは関係者が入牢などの厳しい処罰を加えられた。その欠落届出は少なくとも欠落後三日をへた後、約一ヶ月間になすべき慣例であったという。

「かね」の欠落にあたって、名主仁兵衛は欠落の知らせから四日後には、夫善兵衛・組合忠兵衛・親類周蔵を呼び、搜索を命じている。松山・唐子辺、忍城内までその範囲はやや広く、松山の項では「相届候」とある。とはいえ、正式に欠落を支配役所に届けたのではなく、知り合いに欠落人があることを知らせたに過ぎないと思われる。なぜなら、もし正式な届けなら必ず名主が加判したからである。さらに半月後には再度搜索を申し渡すが、一人ではだめで二人で搜索に当たるように指示している。そうこうしているうちに、ちょうど一ヶ月後の八月二日満徳寺からの呼状が来た。したがって、正式な欠落届はしないで済み、三〇日の期間を区切って、欠落人を尋ねさせ、その間に見つけ出せなかったときはさらに三〇日を限っての日限尋にするようなことにはならなかったのである。

さて、緑切寺における離縁は、内済離縁と寺法離縁との二つに大別される。満徳寺の緑切寺法手続きも然りで、

かつ四期に区分される。<sup>10)</sup>「かね」の事例は寺法整備期（化政期）にあたり、書式が統一される時期であるが、まず呼状がこの期の書式に則っていることである。文化九（一八一二）年に寺社奉行「脇坂様え差上置候留書」（高木一九九〇・五六〇頁）記載の書式とやや異なる点を「かね」の呼状行間に「【」で注記しておこう。

「組下新兵衛娘かね、為離縁願当寺え欠入候二付、親新兵衛并親類組合同道いたし、」<sup>【三】て</sup>

飛脚着次第銘々印形持参早々可相越候

後半は前後が入れ替わっているとはいえ、ほぼ同文といえよう。

つぎに内済不成立で最終的に夫方召喚の呼状を妻方村役人である名主に持参させて「（夫）善兵衛并忠兵衛・周蔵拜見之上、伝右衛門殿方へ持参仕」とあるように、夫・組合・親類に見せ、さらに仲人にも持参させたところ。ここでまた双方の示談交渉がなされ、夫が離縁を拒否するなら、寺に出頭しなければならず、しかもその時は時間と費用がかかることを知らしめ（ここでは徳川家ゆかりの尼寺の権威をかりることになる）、内済を達成する伝家の宝刀の機能を有したので、これを「掛合差紙」、つまり交渉のための呼状といったのである。

この「掛合差紙」については寺法完成期（幕末期）の手続きに記載されたものであり、天保十四（一八四三）年の「駆入女取計方御尋二付粗認差出候控」（高木一九九〇・五五六頁）には、「再応為及掛合候ても、内済不相成候得は、夫方へ遣し候書面」として、夫方召喚状である「掛合差紙」の書式があり、これを「女方役人え是ヲ渡し、夫方え為掛合候得は、多分ハ濟方ニ相成申候」とある。すなわち、「掛合差紙」による交渉でほとんどは内済離縁になったというのである。

右の手続き通り、寺役人から「掛合差紙」を女方村役人に渡したとの記事は、一、二散見される。しかし、実際に夫方へ持参する「掛合差紙」を受理して、夫方村役人に渡したことを文書で確認できる事例は、これまで弘化四



(二八四七) 年七月の野州足利郡名草村(現・栃木県足利市) 国次郎女房「きく」の場合だけである。そのとき名主の代理で組頭が、満徳寺役人宛に出している妻方請書の本文一部を左に引用する(高木 一九九〇・六九七頁)。

則内濟掛合被仰付、猶夫国次郎方役人え内濟可仕旨御達書一通、私共え御渡被成下候段、御預り申上候、無相違右村役人え相渡御請書取之可奉差上候

ここでは「掛合差紙」を「夫方村役人え内濟可仕旨御達書」と表記(認識)している。これを受理して夫方へ持参し、さらに請書を取って寺に差し上げることを確約したものである。このように「きく」の場合は「掛合差紙」を妻方で受理した請書であるが、「かね」の事例では実際に妻方が受理して夫・親類・組合・差添人へ渡し、さらに仲人伝右衛門にも持参の上見せ、それぞれから請書を取っている。伝右衛門の請書の宛名が名主仁兵衛あてになっているということは、仁兵衛が妻方村役人(実は夫方村役人でもあるのだが)として持参したことを示している。満徳寺の内濟離縁成立に強力な機能を有した「掛合差紙」に関する実例としては二例目になるのである。

ところで、この時期の満徳寺における内濟離縁の成立には、次の三つの態様があった。すなわち、イ 妻方関係者による再三の夫方との掛け合い、ロ それが行届きとなり、妻方(村役人)の「掛合差紙(夫呼状)」を持参しての最終的な夫方との掛け合い、ハ この掛け合い不調にて、寺へ出頭した夫に対する種々の説得、によって成立する場合である。「かね」の事例はハの場合、夫妻双方が出頭して、寺による御利解(説得)もあったであろうが、もっぱら親分の取扱いで離縁が成立したものと考えられる。文政六(一八二三)年の時点で、「掛合差紙」の存在が確認されたということは、寺法整備期ととらえていた文政期が、すでに寺法完成期に入っていた可能性を示唆するものである。この後もさらなる史料収集に努め、これらの点も明らかにしたい。

- (9) 欠落については、高柳真三「江戸時代欠落考」(『江戸時代の罪と刑罰抄説』有斐閣、一九八八年、一二五頁以下)参照。
- (10) 満徳寺の縁切寺法の変遷と手続きについては、高木(一九九〇…第四章「満徳寺縁切寺法の変遷」一六九頁以下)参照。
- (11) 東慶寺での内済成立に有効な手続きの一つに「出役達書」があるが、これについては高木(一九九〇…三〇九頁以下)参照。

### 参考文献

高木侃『縁切寺満徳寺の研究』成文堂、一九九〇年。

高木侃「縁切寺満徳寺の内済離縁―新史料の紹介をかねて―」『見城幸雄教授頌寿記念 法制と文化』愛知大学文学会、一九九九年。